

長崎県インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「長崎県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、長崎県の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の規定に該当する者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ならびに破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する破壊的団体または当該団体の役員もしくは構成員のいずれにも該当しません。
2. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を書し、もしくは 不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と長崎県に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
3. 私は、貴庁の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

長崎県インターネット公有財産売却ガイドライン

第 1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号該当すると認められる者
- (2) 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号）第 33 条第 7 項の規定に該当する者
- (3) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

- (4) 長崎県が定める本ガイドラインおよびKSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (6) 当該公有財産に関する事務に従事する長崎県の職員

2 公有財産売却の参加にあたっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって長崎県が執行する一般競争入札（以下「入札」という）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間長崎県の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 代理人による公有財産売却への参加はできません。
- (4) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付していただく必要があります。
- (5) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や長崎県において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、公有財産売却を行う物件については、現状での引き渡しとなるため、入札参加者は事前に購入希望物件を確認し、現況および諸規則を熟知したうえで入札に参加してください。

なお、現地説明会は実施していません。

- (6) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

参加申し込みについては、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より参加仮申し込みを行った後、長崎県のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、印鑑登録証明書を添付のうえ、長崎県に送付または持参して参加申し込み（本申し込み）をする必要があります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」をご覧ください。

- (7) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など長崎県の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 長崎県は、売払代金の残金の納付を確認後、権利移転の登記を関係機関に囑託します。
- (4) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (5) 落札者は、契約締結の日から 5 年を経過するまでの間、売買物件を次の用途に供し、または供させることはできません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する営業の用

途

- ② 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号）第 2 条第 3 号に定める暴力団事務所の用途

4 個人情報の取扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ① 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - ② 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを長崎県に開示され、かつ長崎県がこれらの情報を長崎県公文書管理規程に基づき、10 年間保管すること。

なお、長崎県から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
 - ③ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
 - ④ 長崎県は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について

- (1) 共同入札とは
一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 共同入札における注意事項
共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 参加仮申し込みについて

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

- (1) 売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。
- (2) 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- (3) 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

2 参加申し込み（本申し込み）について

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、長崎県のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、印鑑登録証明書（印鑑証明書）を1通添付のうえ、長崎県に持参または郵送（簡易書留）してください（郵送の場合は申込締切日の消印有効）。

- (1) 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件（売却区分）ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である印鑑登録証明書は1通のみ提出してください。
- (2) 共同入札する場合は、申込書に共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書、共有合意書（様式第10号）および共同入札者全員の印鑑登録証明書を提出してください。申込書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。
- (3) 入札参加申込期限日までに長崎県が必要書類の提出を確認できない場合、入札をすることができません。

3 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

入札する前に納付しなければならないもので、地方自治法施行令第167条の7で定められているものです。入札保証金は、長崎県が物件（売却区分）ごとに定める予定価格（最低売却価格）のそれぞれ100分の10以上の金額となります。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、物件（売却区分）ごとに必要です。納付方法は、次のとおりですが、銀行振り込みによる納付のみとなります。

- ① 入札保証金の納付については、公有財産売却の参加申し込み（本申込）の書類が長崎県に到着後、長崎県から振込口座（長崎県の当座預金口座）を電子メールで連絡しますので、入札保証金を納付してください。
- ② 銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ③ 入札保証金には利息を付しません。
- ④ 原則として、入札開始2開庁日前までに長崎県が入札保証金の納付を確認できない場合、入札をすることができません。
- ⑤ 長崎県が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

(3) 入札保証金の没収

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに長崎県の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、売買契約書に基づき、本人の申出により地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当することができます。

(5) 落札者以外の入札保証金の返還

- ① 落札者とならなかった方が納付した入札保証金は、入札完了後全額返還します。
- ② 公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札完了後となります。
- ③ 入札保証金の返還は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込により行いますが、指定可能な口座は、公有財産の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座となります。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義のみ指定可能です。
- ④ 入札保証金の返還には、入札期間終了後2～3週間程度要することがあります。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金を納付し、本申込が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

長崎県は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定等

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、長崎県は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

(2) 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

(3) 長崎県から落札者への連絡

① 落札者には、入札終了後あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、長崎県から売買契約締結に関する案内の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ売買契約締結に関する案内の電子メールを送信します。

② 長崎県が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、長崎県が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(4) 落札決定者の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定等

(1) 落札者に対する売却の決定

長崎県は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者が決定した日から起算して 5 日（県の休日を除く）以内に落札者と契約を交わします。

(2) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。ただし、建物については、消費税および地方消費税相当額を別途加算する場合があります。

(3) 契約締結手続

契約の際には、事前に契約保証金の納付が必要ですが、契約保証金充当依頼書の提出により入

札保証金を契約保証金に充当することができます。また、長崎県から契約書を2通送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、2通のうち県保管用の1通には印紙税法に定める印紙税相当分の収入印紙を貼り付けて、2通とも長崎県に持参または郵送してください。

(4) 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還されません。

(5) 売却の決定の取り消し

落札者が契約期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに長崎県が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括して納付してください。残金の納付期限は、原則として契約締結の日30日以内です。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、売買契約締結後に長崎県が送付する納入通知書で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の納付期限までに長崎県が納付を確認できるようにする必要があります。

5 入札保証金についての注意事項

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに長崎県の定める契約を締結しない場合は、長崎県に帰属しません（返還しません）。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに所有権が移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 契約締結後、売払代金の残金の納入通知書を送付しますので、指定の期日（売買契約締結後30日以内）までに納付してください。また、所有権移転登記に必要な次の書類等の詳細について併せてお知らせしますので、長崎県に直接持参または郵送してください。

<所有権移転登記に必要な書類等>

- ① 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書
- ② 登記手続きに要する郵送料分の切手
- ③ 共有合意書（様式第11号）（共同入札の場合のみ。）

- (2) 所有権移転の登記が完了するまで、上記必要書類等の提出後 2～3 週間程度の期間を要することがあります。

3 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など長崎県の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
- (2) 物件の引渡しは、現状有姿で行います。長崎県は、建物・工作物の補修・撤去、立木の伐採、除草及び越境物の処理などの負担及び調整は行いませんので、必ず事前に現地を確認してください。

4 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

- (1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。
- (2) 所有権移転の登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。
- また、所有権移転登記を行う際に、長崎県（執行機関）と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料（切手 1,500 円程度）が必要です。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

- (1) 公有財産売却の参加申し込み期間中
売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。
- ① 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
 - ② 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
 - ③ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
 - ④ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合
- (2) 入札期間中
売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。
- ① 入札の受付が開始されない場合
 - ② 入札できない状態が相当期間継続した場合
 - ③ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合
- (3) 入札期間終了後
売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。
- ① 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
 - ② くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。また、公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがありま

す。

(1) 公有財産売却の特定の物件の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の特定の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は、中止後銀行振込により返還します。なお、返還まで中止後 2～3 週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後銀行振込により返還します。なお、返還まで中止後 2～3 週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、長崎県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、長崎県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、長崎県は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、長崎県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、長崎県は責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず長崎県は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

長崎県が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、長崎県物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、長崎県が公開している情報（文章、写真、図面など）について、長崎県に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

(1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。

(2) 売却システムに不正にアクセスをすること。

(3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。

(4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

(5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。

(6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 長崎県インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

長崎県は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行なった場合には、長崎県は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に入札参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、長崎県が掲載したものでない情報については、長崎県インターネット公有財産売却に係る情報ではありません。

●インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

（参考）入札参加資格等関係法令

【地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項 抜粋】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

【地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項 抜粋】

普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項 抜粋】

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【長崎県暴力団排除条例 抜粋】

（公表等）

第 33 条

7 知事は、第 31 条第 2 項の勧告又は同条第 3 項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置を講ずることができる。

【長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱 抜粋】

（各種契約等からの排除措置）

第 4 条 知事は、法人等（有資格者等を含む。以下同じ。）が別表 1 に掲げる措置要件のいずれかに該

当すると認めるときは、審査会の審議を経て、各該当要件に定められた期間、当該法人等を県が行う各種契約等から排除する措置を行うものとする。

- 2 前項の措置を行った場合は、「長崎県不当要求行為対策要綱」に定める不当要求行為対策委員会に報告するものとする。

(各種契約等からの排除措置の公表)

- 第5条 知事は、法人等に対し各種契約等からの排除措置を講じたときは、これを公表するものとする。

(法人等への通知)

- 第6条 知事は、各種契約等からの排除措置を講じたときは、当該法人等に対しその旨を別紙様式1により通知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

- 第7条 契約担任者は、一般競争入札を行うに当たり、各種契約等からの排除措置を受けている法人等の入札参加を認めてはならない。

- 2 契約担任者は、入札参加を認められた法人等が契約の締結までの間に各種契約等からの排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

- 3 前項の規定に定める措置は、予め入札公告において周知するものとする。

- 4 契約担任者は、前2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格を取り消した相手に通知するものとする。

別表1

措 置 要 件	期 間
1 法人等が、暴力団等である場合又は暴力団等が法人等の経営に事実上参加していると認められるとき。	通知日から6か月以上12か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
2 法人等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得る目的、又は第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
3 法人等が、いかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭・物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
4 法人等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
5 法人等が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している者又は4に該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
6 有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察へ届け出なかったとき。	通知日から2か月以上4か月以内。
7 県との契約に関し、有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察に届出をせず、かつ県へ報告しなかったとき。	通知日から2か月以上4か月以内。